

つくばみらい市告示第121号

つくばみらい市環境保全条例（平成18年条例第152号）第63条の規定により、  
次のとおり告示する。

令和 7年 9月17日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市環境保全条例（平成18年条例第152号）第63条の規定に基づ  
き保管期間を経過した放置車両を処分する告示

1. 放置場所

つくばみらい市絹の台2-1-1地先公道上（市道24210号線）

2. 移動年月日

令和 7年 7月17日

3. 対象車両

自転車1台 DEEPER ロードバイク PJAONJO213

4. 保管場所の所在地

つくばみらい市加藤508番3

5. 保管期間

令和 7年 9月16日まで（移動年月日から起算して60日間）

6. 措置内容

廃棄物と認定し記載の放置車両を処分する。